

質問及び回答一覧

No.	質 問	回 答
1	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①北海道電力ネットワーク㈱（北海道電力㈱）です。 ②先頭2桁：「01」です。
2	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	提出書類の日付は提出日で問題ありません。 また、入札書の日付に指定はありません。入札書を作成した日を記載ください。
3	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。 （頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性があります。）	現在の契約電力と仕様書の契約電力は同等であるため、該当いたしません。
4	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	契約電力：1,500kW 最大需要電力：R8年5月：1,044kW、R8年4月：984kW、R8年3月：1,176kW、R8年2月：1,176kW、R8年1月：1,200kW、R7年12月：1,164kW、R7年11月：1,080kW、R7年10月：1,056kW、R7年9月：1,176kW、R7年8月：1,224kW、R7年7月：1,284kW、R7年6月：1,152kW 契約電力の超過是正を行う予定はありません
5	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。 また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	当初契約は、仕様書に示した契約電力で契約を締結することとなります。ただし、契約電力の変更（増）が必要になった場合は、契約締結後に必要に応じて契約書（案）第7条に基づき協議します。
6	供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	契約書（案）第7条に基づき、協議することとなります。
7	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はございます。予備線です。
8	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	支払方法について、本市が手数料を負担して銀行振込します。 支払期日について、本市は計量結果の通知を受けたあと10日以内に検査を行い（契約書第9条）、受注者は検査の合格をもって電気料金の請求をすることができ、この請求から30日以内に電気料金を支払います（契約書第11条）。このため、翌月末日を指定することはできません。
9	①紙の請求書の発行は必要でしょうか。 なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料（330円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	①WEB上での確認・ダウンロードで差し支えありません。 ②やむを得ず紙の発行を依頼する場合は、本市が負担いたします。
10	現在の計量日をご教示ください。	現在の計量日は毎月1日です。
11	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
12	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおり、1枚の請求書に1件の支払いを行い、複数からの支払いはありません。
13	契約単価積算内訳書に 【計算式】契約電力（a）×基本料金単価（b）×（185-力率）／100 と記載がございますが、請求時の基本料金の算定方法について、弊社では（基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例）力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	入札書別紙「契約単価積算内訳書」に記載のとおり、基本料金については「契約電力×基本料金単価×（185-力率）／100」となります。

質問及び回答一覧

No.	質 問	回 答
14	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	別紙4で公示している契約書案による契約が入札の条件となりますので、契約書案の内容について協議することはできません。契約書案に定めがない事項は協議のうで定めることになります。【契約書第21条2項】
15	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	入札書と内訳書は同封されていればよく、割印等の指定はありません。 また、二重封筒とし、外封に入札書在中の旨を記載してください。詳しくは入札説明書5（3）イに記載されています。
16	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 →基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含む必要がある。【契約書（案）第2条】 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 →お見込みのとおり。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 →お見込みのとおり。 ・1年間の総額（税込）より入札金額（税抜）を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。 →小数点第三位を切り上げ、小数点以下第二位（銭単位）まで記載してください。【入札書告示1（5）】
17	入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	入札書、契約単価積算内訳書、委任状、電力供給誓約書は、入札を公示した札幌市中央卸売市場のWebサイトにExcelもしくはWordデータで公開しております。
18	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	契約書案の別紙「単価一覧」に記載のとおり、燃料費調整単価の算定方法は、みなし小売電気事業者が用いる方法を準用いたしますので、独自の算定方法の燃料費調整額は算出できません。
19	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	ご質問の場合は、②の対応となります。 算定諸元の変更によって契約条件が著しく不相当となった場合は、契約書第12条に基づき、協議の上契約の全部又は一部を変更することが出来ますので、単価を含めた協議が可能です。
20	燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	契約書案の別紙「単価一覧」に記載のとおり、燃料費調整単価の算定方法は、みなし小売電気事業者が用いる方法を準用いたしますので、燃料費調整を行わない料金制度による契約はできません。
21	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札業者は開札日に決定します（ただし、落札業者がいない場合を除く）。
22	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	契約書第11条第3項により、基本料金、電力量料金及び燃料費等調整額の合計の切り捨てと、再生可能エネルギー発電促進賦課金の切り捨てを合計して算出しますので、ご提示の計算方法で小数点第2位まで保持したものが、最終的に切り捨て処理されれば同じと考えます。 契約単価は税込みです。
23	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約約款第12条に基づき、発注者と受注者で協議することになります。
24	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	問題ありません。

質問及び回答一覧

No.	質 問	回 答
25	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	契約書はすみやかに締結することとしており、一律の日数は定めておりません。ご質問のような社内決裁等に時間が必要であることは認識しています。
26	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
27	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。	市場連動プランでの応札はできません。
28	契約書案に基本料金について電気をまったく使用しない場合の記載がございましたが、基本料金単価を半額にする旨の記載ではないという認識で相違ないでしょうか。	基本料金は契約書案に記載のとおり、半額とします。
29	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	入札価格の算定にあたっては、力率は100%として下さい。 【仕様書2 (8) ③】
30	内訳書の基本料金についてですが、常用線と予備線、別々で計算し、合計した数値をB列に記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	契約保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	発注者と受注者が書面上明らかであり、契約電力、契約金額等が本件と同等以上の規模であることが確認できる契約書の写し等を提出してください。 提出は落札後になります。